

巻頭言

平素から海難審判行政に対しご理解、ご支援をいただき、ありがとうございます。

海難審判所では、年1回、前年1月から12月までに発生した海難の発生状況及び言い渡された裁決の内容等を集約し、「レポート 海難審判」として発行しておりますが、このたび、平成24年版を取りまとめました。

このレポートには、昨年（平成23年）の海難の発生状況、裁決における原因の分類及び船舶の種類別における原因の分布状況等が記載され、また、具体的なデータが付されておりますので、是非ご一読の上、海難の発生を防止するための資料として活用していただければ幸いです。

ご存じのとおり、平成20年10月1日海難の原因究明と懲戒を併せ行っていた旧海難審判制度が、懲戒を行う海難審判制度と、国際標準に沿った原因究明を行う船舶事故調査制度に分離され、同日、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士、小型船舶操縦士、水先人に対する懲戒を行うための審判を行う組織として海難審判所が発足し、その後、4年が経過しました。

新制度下における海難審判所の任務は、懲戒を行うために海難審判法に定められた手続による審判を行うことにより、海難の発生を防止に寄与するという法の目的を達成することにあります。

そこで、海難審判所は、海難審判により、海難が海技士等の故意又は過失によって発生したものであるときは、裁決をもって懲戒の理由となる原因を特定し、受審人に指定された当事者の過失を認定してこれを懲戒することになります。旧制度下においても、海難の原因究明に伴って海技士等の職務上の過失が認められるときには、これに対する懲戒を行うため、主として懲戒の理由となる原因を特定していたことから、審判手続及び裁決書の内容には旧制度下と大きな変化はないといえます。

ところで、海難が発生する態様は、個々の事件により異なっており、同じ態様の海難は1件もないと言っても過言ではありません。

裁決書には、海難が発生するに至る過程で当事者である海技士等が置かれた状況、複数存在する海難原因の中から特定した懲戒の対象となる原因と、この原因に基づいて認定した当事者の過失行為の内容、さらには、注意義務を果たさなかった理由などが時系列で記載されていますので、船舶を運航する現場で海難に遭遇する当事者となる可能性がある方々が、それぞれが置かれる状況下において、学ぶべき教訓が凝縮されています。

裁決の内容は、当所のホームページで公開し、併せて、裁決に対するご意見、ご指摘をいただくようにしておりますので、「レポート 海難審判」とともに、海難防止のため、これを活用して下さるようお願い申し上げます。

平成24年12月 海難審判所長